

## 教育プログラムの概要及び採択理由

機 関 名	静岡大学	申 請 分 野 ( 系 )	人社系
教育プログラムの名 称	対人援助職の倫理的・法的対応力の育成		
主たる研究科・専攻名	人文社会科学研究科・臨床人間科学専攻		
(他の大学と共同申請する場合の大学名、研究科専攻名)			
取組実施担当者	(代表者)松田 純		

### [教育プログラムの概要]

臨床人間科学専攻は、専門性、学際性、国際性、地域性を柱に、幅広い人間性と深い人間理解に裏打ちされた対人援助職の養成を目的として平成15年に設置された。臨床心理士を養成する臨床心理学コース(日本臨床心理士資格認定協会第1種指定大学院)と、保健・医療・福祉分野などの専門職のリカレント教育を中心とするヒューマン・ケア学コースの2コースから出発し、現在までに50名の臨床心理士を輩出するとともに、専門職のキャリアアップの場を提供してきた。19年には、調査能力に優れた社会の実態や人々の思いを適切に捉えた上で共生社会実現のために活動できる人材の育成を目指して、共生社会学コースを増設し、同時に専攻全体に、調査リテラシー向上のための教育基盤を築いた。

#### 倫理的・法的対応力の育成

本専攻はとりわけ専門職として必要不可欠な倫理的・法的対応力の育成を重視してきた。16年に対人援助における法的・倫理的問題の検討を目的に「臨床と法研究会」を立ち上げ、17-19年度に科研費を取得し、教育プログラムの開発に取り組んできた。哲学、心理学、社会学、法学といった学際的メンバーで、海外調査や国際シンポジウム開催などグローバルな視点からの研究をふまえて、教育プログラムを開発してきた。その成果を18年に新設した専攻の総合科目「対人援助の倫理と法」に活かし、教育実践を通じて練り上げた大学院・生涯研修用教科書『ケースブック 心理臨床の倫理と法』(知泉書館)を21年に刊行した。医師・看護師などを対象とした医療倫理教育はある程度なされ、教科書も多数刊行されている。しかし狭義の医療を超えるさまざまな対人ケアの分野では、倫理面の教育は、その必要性が意識されつつあるが、どのように取り組んでよいか分からないという戸惑いが現場や教育機関にある。模索が続く関係分野に対して先駆的な教育モデルを提示することは、広大な裾野をもつ対人ケア全体の質向上に貢献することになる。

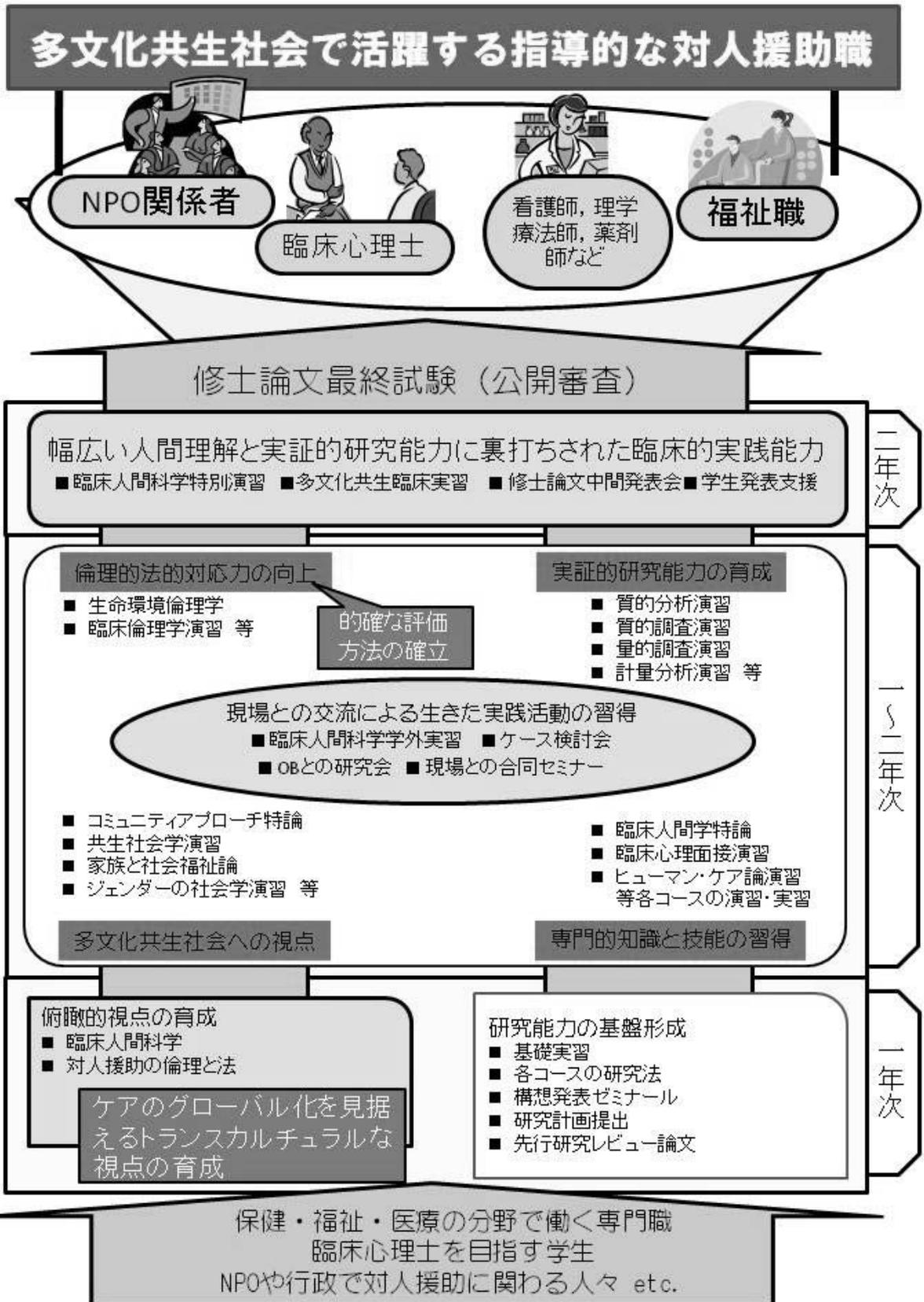
大学院教育改革プログラムでは、専門知識・技術の取得とそのための訓練を強調したものが目立つが、倫理面への取り組みはほとんどない。近時、個人や組織ぐるみの事件が頻発し、そのたびに倫理の重要性が叫ばれる時代にあって、この欠落は大きい。本プログラムは対人ケアの大学院教育におけるこの未開拓の課題に取り組む。

#### グローバル化するケアへの対応

今日、外国人に対する／によるケアの機会が増大している。静岡県は在住外国人が多い地域である。多文化共生社会をめざす営みのなかで、医療・福祉・教育などの分野で、外国人への対人ケアの重要性は増している。また、介護分野の人手不足から外国人ヘルパーの導入は、対人ケア分野の「開国」に匹敵する。技術や経済分野におけるグローバル化とは異なり、言語や感情、文化や宗教が絡んだ複雑な倫理的・法的問題も生じ、比較文化論的な考察をふまえた対応が現場で求められる。本専攻ではこれまでも生命倫理の国際比較・生命教育プロジェクト(15-17年度科研費)の実績などもふまえ、比較文化論的視点の教育を展開してきたが、現場における実践的な課題に応える取り組みをプログラムのなかで強化する。

以上の課題に応えるために、比較文化論的な知識と実証的な調査能力を駆使し、現場の多文化共生の実態を的確に把握し、講義と実習の有機的な連携で鍛えた倫理的・法的な対応力を用い、グローバル化する地域社会の対人ケア分野で改善策を説得的に提案できる指導的専門職を養成する。

履修プロセスの概念図 (履修指導及び研究指導のプロセスについて全体像と特徴がわかるように図示してください。)



<採択理由>

大学院教育の実質化の面では、「専門性、学際性、国際性及び地域性を兼ね備えた高度職業人」という人材養成目的に沿って、対人援助職の倫理的・法的対応力の育成を重視したこれまでの取組は評価できる。しかしながら、臨床心理学、ヒューマン・ケア学、共生社会学の各コースにおいて、養成しようとする人材や修了後のキャリアパスと、教育課程や評価方法等との関連を明確化することが望まれる。また、より多くの大学院学生による研究成果の公表を支援するなど、積極的な情報提供を行うことが望まれる。

教育プログラムについては、多文化共生社会におけるケアという今日的、地域的課題に取り組む意図や現場との交流を多文化共生臨床実習などとして教育課程に取り込もうとする工夫は評価される。しかしながら、その実現を図るためには、臨床と法学における取組の成果を活用することや、多文化共生社会に対応するための外国の言語や文化に関する教育の強化が望まれる。